

令和4年度宮城県花き品評会開催要領（農林水産祭参加行事）

- 1 目的 本県花き生産技術の向上及び生産意欲の喚起を図るとともに、市場評価の向上及び消費者等の理解を深めることを目的とする。
- 2 主催 宮城県花と緑普及促進協議会
構成：宮城県、仙台市、全国農業協同組合連合会宮城県本部、宮城県園芸協会、
宮城県花卉商業協同組合、仙台中央卸売市場花卉仲卸協同組合、
仙台生花株式会社、株式会社仙花、株式会社石巻花卉園芸

3 後援 東北農政局

4 会期

令和4年10月21日(金)～28日(金)（告知日は令和4年9月21日とする。）

| 期 日 | 内 容 | 備 考 |
|-----------|------------------------|-------------|
| 10月21日(金) | 搬入・受付 審査打ち合わせ 審査 | 各農業改良普及センター |
| 10月22日(土) | 展示 | |
| 10月23日(日) | 展示, 撤去, 搬出 | |
| 10月28日(金) | 表彰 | 宮城県庁第一会議室 |

5 開催場所 搬入・審査会場 せんだい農業園芸センター 研修室1・2
一般公開会場 せんだい農業園芸センター 研修室1・2

- 6 出品物 (1) 出品物 切り花・枝もの類及び鉢もの類・花壇用苗もの類
(2) 出品資格 宮城県内の生産者であり、出品物は自ら生産したものに限定。
(3) 出品単位 出品単位は別途出品規定で定める。
(4) 出品予定数 180点
(5) 出品票 出品物には出品票（様式1）に必要事項を明記し、添付する。
ただし、鉢もの類と花壇用苗もの類は1トレイに1枚添付する。
(6) 出品物の取扱
審査会終了後、展示を行う。また、原則として販売は行わず、県内福祉団体への寄付等とする。

- 7 出品申込み (1) 出品申込書を最寄りの農業改良普及センターに提出する。
(2) 各農業改良普及センターは、出品申込書（様式2）及び出品申込一覧表（様式3）を令和4年10月7日(金)まで事務局宛て提出する。
宮城県花と緑普及促進協議会事務局（宮城県農政部園芸推進課内）
〔宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1 TEL;022(211)2843 FAX;022(211)2849〕

- 8 搬入 出品物の搬入は、宮城県農林産物品評会の出品物と併せて関係農業改良普及センターが搬入するものとする。
(1) 日時：令和4年10月21日(金)
なお、搬入時間については、宮城県農林産物品評会の各農業改良普及センターごとの出品物搬入時間に準ずる。
(2) 場所：せんだい農業園芸センター 研修室1・2

- 9 審査 (1) 審査日及び場所
日時：令和4年10月21日(金)
場所：せんだい農業園芸センター 研修室1・2
(2) 審査方法
審査方法は、別に審査規定で定める。

- 10 表彰 (1) 最も優秀と認められた出品物に対しては金賞，優秀な出品物に対しては銀賞を，それぞれ授与する。
(2) 特別賞として最も優秀と認められた出品物には農林水産大臣賞，優秀な出品物には農林水産省農産局長賞，東北農政局長賞，宮城県知事賞，宮城県議会議長賞，仙台市長賞及び各関係団体長賞をそれぞれ授与する。
(3) 農林水産大臣賞受賞出品物は，国の定める農林水産祭表彰要領に基づき天皇杯等の選賞資格を有する。
- 11 表彰式 令和4年10月28日（金）（会場：宮城県庁第一会議室）
- 12 その他 参加者には記念品等を贈呈する。

令和4年度宮城県花き品評会出品規定

1 出 品

令和4年度宮城県花き品評会（以下「品評会」という。）開催要領6の（3）に定める出品規定は、この規定による。

2 出 品 物

この品評会の出品物は、切り花・枝もの類及び鉢もの類、花壇用苗もの類とする。

3 出品物の要件

出品物は、3アール以上の花き栽培面積を有する出品者が自ら生産したものとする。

4 出品物の取扱

- 出品者は、出品物に宮城県花と緑普及促進協議会指定の出品票を付して、最寄りの普及センターが別途指定する場所に時間までに搬入する。
- 普及センターは、管内の出品物をまとめ、宮城県花と緑普及促進協議会が指定する場所に時間までに搬入する。
- 出品物は原則として販売は行わず、県内福祉団体への寄付等とする。

5 出品規格

出品物の規格は、次のとおりとし、出品者1名1点とする。

ただし、種類・品種が異なる場合はこの限りでない。

(1) 出品単位

イ 切り花・枝もの類

| 品 目 | 出品単位 |
|--|------|
| きく(小ぎく、スプレーギク含む)、カーネーション(スプレーカーネーション含む)、ばら(スプレーばら含む)、スターチス・シヌアータ、ガーベラ、トルコギキョウ、アルストロメリア | 10本 |
| 宿根かすみそう、宿根性スターチス、グラジオラス、カラー、ゆり(オリエンタルハイブリッドは除く)、枝もの類 | 5本 |
| デルフィニューム(ペラドンナ除く)、ゆり(オリエンタルハイブリッド)、洋らん類 | 3本 |
| その他切り花 | 10本 |

ロ 鉢もの類、花壇用苗もの類

| 品 目 | 出品単位 |
|---------------------------|------|
| 洋らんの鉢もの、直径又は一辺が30cm以上の鉢もの | 2鉢 |
| 上記以外の鉢もの | 5鉢 |
| 花壇用苗もの類(同一品目混色可) | 1トレイ |

(2) 切り花の切り前

切り花の切り前は、審査時点において誠文堂新光社発行の「花の切り前」の目安3～4とし、通常の市場出荷に準ずる。

6 そ の 他

その他必要な事項は、会長が別に定める。

令和4年度宮城県花き品評会審査規定

1 審 査

令和4年度宮城県花き品評会（以下「品評会」という）開催要領9の（2）に定める審査規定は、この規定による。

2 審査対象物

この品評会の審査の対象とする出品物は、出品規定の2に定めるものとする。

3 審 査 会

この品評会の審査の適正を期すため審査会を置き、宮城県花き標準出荷規格及び審査規定に従って審査を行うものとする。

4 審 査 員

審査員は別表のとおりとし、審査長及び審査員は宮城県花と緑普及促進協議会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

5 審 査 方 法

審査は比較審査とし、審査員の合議制による。

なお、審査基準は次のとおりとし、特に(1)について重視して審査する。

- (1) 販売目的に適応し、商品性が高いもの
- (2) 草勢が良好であり、形状や規格が均一であるもの
- (3) 花の形質・品質が品種の特性を具備するもの
- (4) 花と茎葉のバランスが良好であるもの
- (5) 病害虫の被害の無いもの

6 審査の拒否、異議申立

出品者は、審査を拒み、又は審査の決定に対して異議の申し立てをすることはできない。

7 授 賞

審査会は、審査結果に基づいて次の授賞を決定する。

- (1) 本賞
金 賞 （10点）
銀 賞 （20点）
- (2) 特別賞
農林水産大臣賞
農林水産省農産局長賞
東北農政局長賞
宮城県知事賞・宮城県議会議長賞・仙台市長賞・花き関係団体長賞

8 審 査 報 告

審査長は、審査終了後、審査概要及び審査結果を会長に報告する。

9 そ の 他

その他審査において必要な事項は、審査長の指示によるものとする。